を「	ハイチ	920,000	900,000	852,600	827,700	790,400	728,100	
665,800	603,600	553,800	528,900	504,000	479,100	」に、「	ベネズエラ	
1,230,000	1,190,000	1,121,300	1,083,000	1,025,500	929,700	833,900	738,100	661,500
623,100	584,800	546,500	」を「	ベネズエラ		1,120,000	1,090,000	1,022,100
987,200	934,900	847,700	760,500	673,300	603,500	568,600	533,700	498,900 」
に改め、同表中東の項中「	アルコ				520,000	500,000	474,700	457,700
432,100	389,600	347,100	304,500	270,500	253,500	236,500	219,500	」を「	アルコ
		490,000	480,000	448,400	432,400	408,500	368,700	328,900
289,000	257,200	241,200	225,300	209,400	」に改め、同表アフリカの項中「	ジンバブエ		
						スーダン		
	730,000	720,000	683,800	665,600	638,400	593,000	547,600	502,300
	930,000	900,000	859,000	833,800	796,100	733,200	670,300	607,400
466,000	447,800	429,700	411,500	を「	ジンバブエ		650,000	630,000
557,100	531,900	506,800	481,600 」		スーダン		820,000	800,000
609,600	594,400	571,700	533,700	495,700	457,800	427,400	412,200	397,000
762,600	742,100	711,300	659,900	608,600	557,200	516,100	495,600	475,000
381,900								
454,500 」に、「	南スーダン			1,180,000	1,150,000	1,084,000	1,049,800	998,600
913,200	827,800	742,400	674,100	639,900	605,800	571,600	」を「	南スーダン
	1,050,000	1,020,000	969,900	940,300	895,900	821,900	747,900	673,900
614,700	585,100	555,500	526,000 」に、「	コロンビア			1,060,000	1,030,000
970,500	937,700	888,500	806,400	724,400	642,300	576,700	543,800	511,000
478,200 」を「	コロンビア			940,000	920,000	864,800	837,000	795,300
725,800	656,300	586,900	531,300	503,500	475,700	447,900 」に改める。		
別表第一のうち二　総領事館の表中東の項中「	イスタンブール						470,000	456,000
429,800	386,000	342,300	298,500	263,500	246,000	228,500	211,000 」を「	イスタンブール
	440,000	432,900	408,300	367,400	326,500	285,600	252,800	
236,400	220,100	203,700 」に改める。						

附　則

この政令は、令和四年八月一日から施行する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　山口　壯

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○外務省令第七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　山口　壯

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。